訪問介護契約書　重要事項説明書　別紙

（１）訪問介護の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

		単位数	利用料			
			10割	１割負担	２割負担	３割負担
身体介護	２０分未満	163	1858円	186円	372円	558円
	２０分以上３０分未満	244	2781円	279円	557円	835円
	３０分以上１時間未満	387	4411円	442円	883円	1324円
	１時間以上	567	6463円	647円	1293円	1939円
	１時間を超えて３０分増すごとに	＋82	934円	94円	187円	281円
生活援助	２０分以上４５分未満	179	2040円	204円	408円	612円
	４５分以上	220	2508円	251円	502円	753円

＊　上記の基本利用料は，厚生労働大臣が告示で定める訪問介護の金額に相当する金額であり，訪問介護の金額が改定された場合は，これら基本利用料も自動的に改定されます。なお，その場合は，事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

＊　午前 6 時から午前 8 時，午後 6 時から午後 10 時の時間帯については，上記の金額の 25%，午後 10 時から翌日午前 6 時の時間帯は上記金額の 50%それぞれ割増となります。

＊　身体介護に引き続き生活援助を行う場合の算定については，この限りではございません。

【加算】

以下の要件を満たす場合，上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（3 割）
初回加算	新規に個別サービス計画を作成し利用者に対しサービス提供責任者が初回にサービス提供した場合等	2,280 円	228 円	456 円	684 円
緊急時訪問介護加算	ご利用者またはご家族等からの要請で緊急に対応を行った場合等	1,140 円	114 円	225 円	342 円
生活機能向上連携加算（１か月につき）	①サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言を受ける事ができる体制を構築し，助言を受けた上で生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し，サービス提供の場又はICT活用動画等により，利用者状態の把握した上で助言を定期的に行った場合。 ②サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し，共同して利用者の身体の状況等を評価した上，生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し，理学療法士等と連携してサービス提供した場合。 ※但し，サービス提供責任者とリハビリ専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカンファレンスを行う要件に関して、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施する、サ責及びリハビリ専門職等によるカンファレンスでもよい。	①1,140 円 ②2,280 円	①114 円 ②228 円	①228 円 ②456 円	①342 円 ②684 円

口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者様の同意を得て、歯科医療機構及び介護支援専門員に対し、当核評価の結果の情報共有を行った時は、口腔連携強化加算として、１ヶ月に一回に限り所定単位数を加算する。	50 単位 570 円	**57 円**	**114 円**	**171 円**
認知症専門ケア加算Ⅰ	１日につき３単位	10 割負担 34円			
認知症専門ケア加算Ⅱ	１日につき４単位	45円	**4円**	**7円**	**11円**
介護職員等処遇改善加算Ⅲ※	当該加算の算定要件を満たす場合	月の合計単位数×18.2%			
特定事業所加算（Ⅳ）	当該加算の算定要件を満たす場合	月の総単位数×３%			

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合，上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	**減算額**
同一建物減算	事業所と同一建物等に居住する利用者又は１月あたりの利用者が同一の建物に①５０人以上、又は②２０人以、又は③事業所内で提供された９割以上（５０人未満）の方が居住する建物の利用者にサービスを行う場合	１５％(①) １０％(②) １２％(③)
高齢者虐待防止措置	未対応の場合	各所定単位数ごとに１％
BCP	未対応の場合	各所定単位数ごとに１％